

## 施設における自動証明写真機設置事業者募集要項

自動証明写真機の設置事業者を募集します。

設置事業者は、自動証明写真機を設置するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項に基づく、行政財産の貸付料を納めていただくこととなります。

希望者は、この募集要項及び別に示す仕様書をご確認の上、応募してください。

### 記

#### 1 貸付場所

- (1) 名 称 安城市役所本庁舎駐輪場の一部
- (2) 所在地 安城市桜町18番23号（別図参照）
- (3) 数 量 自動証明写真機1台
- (4) 貸付場所寸法 縦1,100mm以内、横1,400mm以内、高さ2,100mm以内

#### 2 貸付目的

顔写真の貼付けを必要とする申請等を行う際の利便性の向上を図るため。

#### 3 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 4 最低金額

10,908円（税抜 ※3,636円/年）

#### 5 応募資格

次に掲げる条件に該当すること。

- (1) 愛知県内に本社又は事業所（営業所）を置いている個人又は法人
- (2) 自動証明写真機設置業務について、愛知県内で過去5年以内において2年以上管理・運営の実績がある個人又は法人
- (3) 次の税金が未納でないこと。
  - ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
  - イ 愛知県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税）
  - ウ 安城市税
- (4) トラブルや消耗品補充等、自動証明写真機利用者からの問合せやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する業種
- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

## 6 応募方法

### (1) 受付期間

#### ア 持参する場合

令和3年3月10日（水）から同月16日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

#### イ 郵送する場合

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により令和3年3月10日（水）午前8時30分から同月16日（火）午後5時15分まで ※必着（郵送する場合は必ず事前に行政課庶務係に電話連絡をすること。）

### (2) 応募の手続

上記（1）ア又はイの期間中に価格提案書をご提出ください。

### (3) 提出先

安城市役所本庁舎2階 行政課庶務係（安城市桜町18番23号）

### (4) 提出書類

#### ア 申込書

#### イ 価格提案書（別に様式あり）

#### ウ 身分証明書（個人の場合）

#### エ 登記事項証明書（法人の場合）

#### オ 納税証明書

#### カ 設置機器のカタログ（寸法、電力消費量、その他機能が確認できるもの）

## 7 その他

- (1) 契約の相手方を決定するにあたっては、提案額が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。
- (2) 設置事業者の選定結果につきましては、令和3年3月19日（金）までに各応募者宛てにFAX又は郵送で通知します。
- (3) 貸付料等の支払方法等は、別紙仕様書のとおりです。
- (4) 自動証明写真機の運営に係る電気料として年額23,000円を納めてください。
- (5) 現地説明が必要な場合は、行政課庶務係と日程調整をしてください。
- (6) 契約保証金は免除します。
- (7) その他詳細については、別紙仕様書を参照してください。

**【お問合せ先】** 安城市役所 行政課 庶務係

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所本庁舎2階

電話：(0566) 71-2208 <直通>

FAX：(0566) 76-1112 <代表>